

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年5月23日 16時00分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島東方沖 蓋井島灯台から真方位089° 2.3海里付近 （概位 北緯34° 06.0′ 東経130° 49.8′）
インシデントの概要	プレジャーボートつな丸は、南進中、浮流していたロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年7月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート つな丸、3.7トン
船舶番号、船舶所有者等	290-33049福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 下関市には、5月20日13時06分から21日04時53分まで 大雨注意報が、また、20日18時37分から21日00時01分ま で洪水注意報が発表されていた。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、会社の同僚5人を乗せ、蓋井島北 東方沖で釣りを行ったのち、福岡県北九州市の係留施設へ向け、蓋井 島と同島東方の陸岸との間の水島水道を南進中、突然、船体が少し浮 き上がったのちに主機が停止した。 船長は、けが人がいないことを確かめ、本船の状態を確認したとこ ろ、プロペラにロープが巻き付いていることが分かり、取り外すこと が困難と判断し、118番通報で救助を要請した。 本船は、海上保安庁から連絡を受けた漁業協同組合所属の漁船によ って山口県下関市蓋井島漁港にえい航された。 本船は、蓋井島漁港で絡まっていた直径約25mm、長さ約10mの ロープが取り外された。 船長は、本インシデント当時、前路に浮流物が集積している潮目の ようなところを認めていなかったが、前路の見張りをする人がいれば 浮流物を発見することができたかもしれないと本インシデント後に思 った。
分析	本船は、蓋井島東方沖を南進中、浮流していたロープがプロペラに 絡まったことから、運航不能となったものと推定される。

	<p>船長は、前路に浮流物が集積している潮目のようなところを認めていなかったことから、海中を浮流していたロープに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が蓋井島東方沖を南進中、浮流していたロープがプロペラに絡まったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、大雨が降った後は沿岸域の水道にロープなどの浮流物が集まりやすいので、海中に浮流するロープなどが絡まないよう、見張り員を配置し、できるだけ浮流物が多い場所を避けて航行することが望ましい。